

八尾市「やお地域資源 MAP」掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市生活支援コーディネーター業務の受託者（以下「受託者」という。）が作成する「やお地域資源 MAP」への掲載について、必要な事項を定める。

(掲載基準)

第2条 「やお地域資源 MAP」には、高齢者を中心とし、住民が誰でも参加及び利用ができる地域資源に関する情報を掲載するものとする。

2 次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治的主張の伝達を主たる目的とするもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主たる目的とするもの
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者によるもの
- (7) その他掲載に関して不適当であると市が認めるもの

(掲載の申請)

第3条 受託者は、やお地域資源 MAP 情報提供書（様式第1号。以下「情報提供書」という。）を受理したときは、前条の規定に基づき掲載の適否を判断し、適当と認める場合にはやお地域資源 MAP 掲載申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び情報提供書の写しを市に提出し可否の決定を受けるものとする。

(掲載の決定)

第4条 市は受託者から前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その掲載の可否を決定する。

2 市は前項の結果について受託者にやお地域資源 MAP 掲載決定通知書（様式第3号）により通知する。

附 則

この要領は、平成30年7月17日から施行する。